

梅野智恵子議員に対する議員辞職勧告決議

梅野智恵子議員は、令和3年7月6日から同月29日までの病気療養を理由とする議会欠席届の期間中に、公務ではない他団体が主催する複数の行事等に参加、出席した事実が判明した。

野々市市議会議員規律協議会において梅野智恵子議員は、病気療養のためリハビリの一環として、私人の立場で出席したと主張、弁明した。しかしながら、「欠席期間中の行為が欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会が信頼を損なうことがあってはならない」という全国市議会議長会による標準市議会会議規則の運用面から鑑みると到底理解の得られるものではなく、欠席に係る制度の信頼性を損ねる行動である。加えて独善的に公人・私人という立場を使い分ける行為は市民から非常にわかりにくく、重大な誤解を招いており、市民の負託に応えるための高い倫理的義務が課せられていることの自覚が全く見られない。また、野々市市議会議員政治倫理条例第2条第1項及び野々市市議会基本条例第22条に反する行為を認める特段の情状酌量の余地はなく、いずれの条例の理念も理解しておらず、決して許されるものではない。

さらに、議員規律協議会において、梅野智恵子議員は、令和3年6月30日夜、大人数でのアルコールを伴う飲食・懇親会の会合の場に参加した事実も明らかとなった。新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みの観点から、到底市民の理解は得られるものではなく、著しく議会の信頼失墜につながる無責任で独善的な行動は決して許されるものではない。

梅野智恵子議員に対しては、令和3年6月24日に議員辞職勧告が決議された。しかしながら、わずか1か月あまりの期間で再び新たに、条例に抵触する行動と市民に対する裏切り行為は、著しく不適切であり、また到底反省しているとは考えられない。議員規律協議会では、「梅野智恵子議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら野々市市議会議員の職を辞するよう全会一致で再び勧告することを強く求める。」と出席者全員賛成で結論付けた。

この報告を受け、議会運営委員会は慎重に審査を行い、議員規律協議会の結論を重く受け止め、全会一致をもって「議員辞職の勧告をすべきもの」と決定した。

よって、野々市市議会は、梅野智恵子議員に対して、再び明らかとなった事態の重大さから、再度、直ちに議員の職を辞することを強く求める。

以上、野々市市議会として、梅野智恵子議員の議員辞職勧告を決議する。

令和3年8月19日

石川県野々市市議会